

一般社団法人日本ヘルニア学会 委員会設置規則

本会はその業務を行うため必要とする委員会をおくことができる。

1（構成員）

1-1 委員会は、委員長、委員数名をもって構成する。

1-2 委員会には担当理事を原則 1 名置き、委員長を務める。

1-3 担当理事が欠けたときは、理事長によって指名された理事が当該年度の職務を代行する。

2（選任）

2-1 構成員は原則として理事及び評議員より選出する。

2-2 委員長、委員は理事会の議を経て理事長が委嘱する。

2-3 委員会は、業務を遂行するにあたり、必要と認めるときは、理事長の承認の下、委員以外のもの（原則として評議員に限る）を、任期を定めて幹事に指名し、委員とともに作業部会（ワーキンググループ）を構成することが出来る。ただし、幹事は議決権を持たない。

3（任務）

3-1 委員長は、毎年 1 回以上の定例委員会（メール委員会を含む）を召集し、その議長を担当する。

3-2 委員会は、三分の二以上の委員の出席をもって成立する。

3-3 委員は、委任状の提出をもって出席に替えることができる。

3-4 メール委員会による審議事項は委員全員の承認を得る。

3-5 委員会の決議は出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3-6 担当理事は委員会での協議事項を理事会に報告し、必要事項を評議員会に報告する。

3-7 委員会は、理事長を招請し意見を求めることが出来る。

4（任期）

4-1 構成員の任期は 1 期 4 年とし、初回任期は一斉任期更新までとする。

4-2 構成員は 4 年ごとに見直しを行うが、再任は妨げない。

4-3 構成員の定年は、満 66 歳に達する日の属する事業年度に開催される定時評議員会の終結の時とする。

5（アドバイザー）

5-1 委員長は、委員会もしくは作業部会（ワーキンググループ）の特別な事項を調査審議

させるため必要があるときは、アドバイザーを置くことができる。

5-2 アドバイザーは、その者の任命に係る当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

5-3 アドバイザーは、委員会もしくは作業部会（ワーキンググループ）に出席し、意見を述べる事が出来るが、議決権を持たない。

6（守秘義務）

構成員（幹事を含む）、及びアドバイザーは、正当な理由のない限り、委員会ならびに作業部会（ワーキンググループ）における議事及び議決の内容を他に漏らしてはならない。それぞれの委嘱を解かれた後も、同様とする。但し、個別の委員会細則において別の定めをした場合は、その細則に従う。

附則

本細則は令和5年7月5日から施行する。

変更履歴

令和6年5月7日